

イマナ

支え合い

地域から
横浜市金沢区の医療、福祉の専門職が一堂に会して顔の見える関係をつくりうと、「金沢区医療・福祉合同研修」が8月20日、約170人が参加し同区の横浜南共済病院で開かれた。「ターミナルケアにおける病院と在宅支援チームの連携を学ぼう」をテーマに多職種によるグループワークを行い、相互理解を深めていた。

研修は、横浜南共済病院など区内7病院と、金沢ケアマネ俱楽部、区訪問介護事業所連絡会、区内地域包括支援センター主

医療介護の連携を 金沢区で関係者が合同研修

任ケアマネジャー部会、区在宅医療相談室、区の共催。昨年8月に続く2回目の開催で、医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、看護師、訪問看護師、メディカルソーシャルワーカー、ケアマネジヤー、訪問介護員、理学療法士ら医療福祉の専門



金沢区の医療福祉の専門職
研修 約170人が参加した合同

職がそろつた貴重な機会となつてゐる。

16に分かれたグループワークでは、市が作成した「みとり期の在宅療養サポートマップ」をもとに、病院から在宅療養への引き継ぎ、在宅での各職種の役割を確認した。

参加者は、「連携がどんどん進んでいると感じた。在宅の医師の意気込みが感じられた」(ケアマネジャー)、「立場の違いで見えているものが違うことが分かった」(同)、「地域での多職種グループワークはいつもの業務と違った視野拡大になる」(看護師)、「医療側に在宅サービスの力を知つていただく機会になつた」(訪問介護)、「自分たちの病院の受け入れ態勢について考えさせられた」(メディカルソーシャルワーカー)などと、研修の意義を語っていた。(熊谷 和夫)

関に求められる機能を果たして

見の利用者にとってより良い支



厚生年金の加入者や受給者が死亡したときは、扶養されていた家族に一定の要件で遺族厚生年金が支給されます。ただし、亡くなった人が受給者の場合は、国民年金も含めた年金の加入期間が通常25年以上あることが必要です。

× ×

厚生年金の加入者や受給者が死亡したときは、扶養されていた家族に一定の要件で遺族厚生年金が支給されます。ただし、亡くなった人が受給者の場合は、国民年金も含めた年金の加入期間が通常25年以上あることが必要です。

原則60歳から。いずれも年収が8550万円未満であることこれが要件です。

金額は「くなつた人の厚生年金(報酬比例部分)の4分の3。厚生年金人は同時に国民年金の加入者・受給者でもあるので、前回説明したように対象年齢の子どもがいれば遺族基礎年金も合わせて受給できます。

子どもが対象年齢を超えている、あるいはもども子どもがいない妻の場合は、遺族厚生年金だ

受給できるのは△配偶者または子ども△父母などの順で一番順位が高い人です(図参照)。子どもは18歳になった年度末(障害がある場合は20歳未満)までが対象です。

妻には年齢制限はありませんが、子どものいない夫や父母の場合は55歳以上の人人が対象で受給は

ませんが、子どものいな

い夫や父母の場合は55歳

以上の人人が対象で受給は

ませんが、子どものいな